

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成二十九年一月一日以降用)

会社名	(電話)		本店の所在地			
代表者氏名	ABC株式会社			取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目号	取引金額の構成比
課税時期	山田 太郎		専業内容	00 製造業		100.0%
直前期	平成29年 5月 20日					
	自平成28年 4月 1日					
	至平成29年 3月 31日					
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。		
判定要素(課税時期)現在株主等所有状況	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	②株式数(株式の種類)	③議決権数	④議決権割合(②/④)
	山田一郎	納税義務者	代表取締役	30,000	30,000	30%
	山田花子	母		5,000	5,000	5%
	山田次郎	叔父		10,000	10,000	10%
	田中修			20,000	20,000	20%
	鈴木浩二			15,000	15,000	15%
	その他			20,000	20,000	20%
				判別基準		
				⑤の割合		
				50%超の場合		
				30%以上50%以下の場合		
				30%未満の場合		
				50%超		
				30%以上		
				15%以上		
				同族株主等		
				50%未満		
				30%未満		
				15%未満		
				同族株主等以外の株主		
				判別		
				同族株主等(原則的評価方式等)		
				同族株主等以外の株主(配当還元方式)		
				「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(④の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。		
2. 少数株式所有者の評価方式の判定						
				項目	判定内容	
				氏名		
				役員	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⑥へ)	
				⑥ 納税義務者が中心的な同族株主	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⑥へ)	
				⑦ 納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式) ・ いない(原則的評価方式等) (氏名)	
				判定	原則的評価方式等 ・ 配当還元方式	
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				②	⑤	(②/④)
				45,000	45	
筆頭株主グループの議決権の合計数				③	⑥	(③/④)
				45,000	45	
評価会社の発行済株式又は議決権の総数				①	④	
				100,000	100,000	100

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書 (続)

会社名 ABC株式会社

(平成二十九年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

3. 会社の規模 (Lの割合) の判定							
項 目	金 額			項 目	人 数		
直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	千円 425,672			直前期末以前1年間 における従業員数	19 人 〔従業員数の内訳〕		
直前期末以前1年間 の取引金額	千円 1,326,930				〔継続勤務従業員数〕 〔継続勤務従業員以外の従業員 の労働時間の合計時間数〕 (13人) + (10,850 時間) 1,800時間		
① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				70人以上の会社は、大会社(⑦)及び⑧は不要) 70人未満の会社は、⑦及び⑧により判定			
② 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				③ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合(中会社)の区分
総資産価額(帳簿価額)			従業員数	取引金額			
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上	0.90
20億円未満	15億円未満	15億円未満		30億円未満	20億円未満	15億円未満	
2億円以上	2億5,000万円以上	2億5,000万円以上	20人超	3億5,000万円以上	2億5,000万円以上	2億円以上	0.75
4億円未満	5億円未満	5億円未満	35人以下	7億円未満	5億円未満	4億円未満	
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60
2億円未満	2億5,000万円未満	2億5,000万円未満	20人以下	3億5,000万円未満	2億5,000万円未満	2億円未満	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、②欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と③欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。							
判定	中 会 社						
大会社	L の 割 合			小 会 社			
	0.90	0.75	0.60				
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項							
直前期分の配当金の支払確定日 平成28年5月26日							

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 ABC株式会社

(平成二十九年一月一日以降用)

(取引相場のない株式) 出資(の評価明細書)

1. 比準要素数1の会社	判定要素						判定基準 (1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当)・でない(非該当)					
	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素								
	第4表の⑥の金額	第4表の⑦の金額	第4表の⑧の金額	第4表の⑨の金額	第4表の⑩の金額	第4表の⑪の金額						
	円 銭	円	円	円 銭	円	円	判定	該 当	非 該 当			
	350	41	138	150	25							
2. 株式保有特定会社	判定要素						判定基準 ③の割合が50%以上である ③の割合が50%未満である					
	総資産価額(第5表の①の金額)		株式及び出資の価額の合計額(第5表の②の金額)		株式保有割合(②/①)							
	①	千円	②	千円	③	%						
	1,059,924		0	0			判定	該 当	非 該 当			
3. 土地保有特定会社	判定要素						会社の規模の判定(該当する文字を○で囲って表示します。)					
	総資産価額(第5表の①の金額)		土地等の価額の合計額(第5表の③の金額)		土地保有割合(⑤/④)							
	④	千円	⑤	千円	⑥	%						
		1,059,924		0	0		大会社・ <u>中会社</u> ・小会社					
	判定基準	小会社(総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)										
		大会社			中会社							
	③の割合			70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	
判定	該 当			非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当		
4. 開業後3年未満の会社	判定要素		判定基準		課税時期において開業後3年未満である		課税時期において開業後3年未満でない					
	開業年月日	年 月 日	判定		該 当		非 該 当					
(2)比準要素数0の会社	直前期末を基とした判定要素						判定基準 直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当)・でない(非該当)					
	第4表の⑥の金額	第4表の⑦の金額	第4表の⑧の金額									
	円 銭	円	円									
	350	41	138				判定	該 当	非 該 当			
5. 開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定				判定					
	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	6. 清算中の会社		該 当	非 該 当				
7. 特定の評価会社の判定結果	1. 比準要素数1の会社						2. 株式保有特定会社					
	3. 土地保有特定会社						4. 開業後3年未満の会社等					
5. 開業前又は休業中の会社						6. 清算中の会社						
<p>該当する番号を○で囲ってください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。</p>												

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名 ABC株式会社

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1 原則的評価方式による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の②、③又は④の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の⑩の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の⑫の記載がある場合のその金額)	平成二十九年一月一日以降用)	
		①	2,256	円②	4,683	円③	3,746	円
		区分	1株当たりの価額の算定方法				1株当たりの価額	
		大会社の株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)				④	
	中会社の株式の価額	①と②とのいずれか低い方の金額		Lの割合	②の金額(③の金額があるときは③の金額)	Lの割合	⑤	
	小会社の株式の価額	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 円×0.50)+( 円×0.50)=				⑥		
	株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥)	1株当たりの配当金額	修正後の株式の価額		⑦	
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥(⑦)があるときは⑦)	割当株式1株当たりの払込金額	1株当たりの割当株式数	1株当たりの割当株式数又は交付株式数	修正後の株式の価額		⑧
	2 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑨÷50円)	1株当たりの資本金等の額 (⑨÷(⑩-⑪))	
	直前配当金	事業年度	⑭年配当金額	⑮左のうち非経常的な配当金額	⑯差引経常的な配当金額 (⑭-⑮)	年平均配当金額 ⑩ (⑭+⑯)÷2		
直前々期	直前々期	千円	千円	千円	千円			
1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑰)	⑱の株式数	⑲		この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。			
配当還元価額	⑲の金額	⑳の金額	㉑	㉒	㉓の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。			
3 株式に関する権利の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき 所得税相当額 (40円0銭)-(8円16銭)		㉔	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)			
株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑳(配当還元方式の場合は㉒)の金額		割当株式1株当たりの払込金額	㉕	株式の評価額 2,365			
株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)	㉖(配当還元方式の場合は㉒)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉗	株式に関する権利の評価額 31円84銭				
株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)	㉘(配当還元方式の場合は㉒)の金額		㉙					

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名 ABC株式会社

(平成二十九年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算		直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③))	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)		
		① 50,000 千円	② 106,000 株	③ 株	④ 500 円	⑤ 1,000,000 株		
2. 比準要素等の金額の計算		直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額				比準要素1の会社・比準要素0の会社の判定要素の金額		
事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうちの非経常的な配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額	⑨	⑩ 円		
直前期	5,000 千円	1,000 千円	4,000 千円	⑪(⑧+⑨)÷2 千円	⑫	3 5 0 銭		
直前々期	3,000 千円		3,000 千円	⑬(⑧+⑨)÷2 千円	⑭	0 0 0 銭		
直前々期の前期				⑮(⑧+⑨)÷2 千円	⑯	1株(50円)当たりの年配当金額(⑮の金額)		
		直前期末以前2(3)年間の利益金額				比準要素1の会社・比準要素0の会社の判定要素の金額		
事業年度	⑰法人税の課税所得金額	⑱非経常的な利益金額	⑲受取配当等の利益金不算入額	⑳左の所得税額	㉑損金算入した繰越欠損金の控除額	㉒差引利益金額(⑰-⑱+⑲-⑳+㉑)		
直前期	57,662 千円	10,845 千円	1,334 千円	325 千円	47,826 千円	㉓又は(㉒+㉔)÷2 ㉕ 41 円		
直前々期	36,140 千円	2,308 千円	1,752 千円	430 千円	35,154 千円	㉖又は(㉒+㉔)÷2 ㉗ 円		
直前々期の前期						1株(50円)当たりの年利益金額(㉗の金額)		
		直前期末(直前々期末)の純資産価額				比準要素1の会社・比準要素0の会社の判定要素の金額		
事業年度	㉘資本金等の額	㉙利益積立金額	㉚純資産価額(㉘+㉙)	㉛	㉜	㉝ 円		
直前期	50,000 千円	88,744 千円	138,744 千円	㉞	㉟	138 円		
直前々期				㊱	㊲	1株(50円)当たりの純資産価額(㊲の金額)		
		3. 類似業種比準価額の計算				1株(50円)当たりの比準価額		
1株(50円)当たり	類似業種と業種目番号	〇〇製造業 (No. 1)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
	課税時期の属する月の前々月	5月	① 365 円	評 価 社	⑬ 3 5 0 銭	⑭ 41 円	⑮ 138 円	⑯ × ⑰ × 0.7
1株(50円)当たり	課税時期の属する月の前々月	4月	② 359 円	類 似 種	B 3 1 0 銭	C 27 円	D 212 円	⑳ × ㉑ × 0.5
	課税時期の属する月の前々月	3月	③ 345 円	要 素 別 比 準 割 合	㉒ B 1.12	㉓ C 1.51	㉔ D 0.65	㉕ 中会社は0.6 小会社は0.5とします。
1株(50円)当たり	前年平均株価	④ 413 円	比 準 割 合 の 計 算	比 準 割 合	⑤ + ⑥ + ⑦ ÷ 3 = ⑧ 1.09			⑨ 円 銭
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	⑤ 375 円	比 準 割 合 の 計 算	比 準 割 合	⑩ + ⑪ + ⑫ ÷ 3 = ⑬ 1.11			⑭ 円 銭
1株(50円)当たり	課税時期の属する月の前々月	5月	⑥ 380 円	区 分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
	課税時期の属する月の前々月	4月	⑦ 372 円	評 価 社	⑬ 3 5 0 銭	⑭ 41 円	⑮ 138 円	⑯ × ⑰ × 0.7
1株(50円)当たり	課税時期の属する月の前々月	3月	⑧ 362 円	類 似 種	B 3 5 0 銭	C 23 円	D 244 円	⑳ × ㉑ × 0.5
	前年平均株価	④ 408 円	比 準 割 合 の 計 算	要 素 別 比 準 割 合	㉒ B 1.00	㉓ C 1.78	㉔ D 0.56	㉕ 中会社は0.6 小会社は0.5とします。
1株(50円)当たり	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	⑤ 393 円	比 準 割 合 の 計 算	比 準 割 合	⑩ + ⑪ + ⑫ ÷ 3 = ⑬ 1.11			⑭ 円 銭
	課税時期の属する月の前々月	5月	⑥ 362 円	区 分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
1株(50円)当たり	課税時期の属する月の前々月	4月	⑦ 372 円	評 価 社	⑬ 3 5 0 銭	⑭ 41 円	⑮ 138 円	⑯ × ⑰ × 0.7
	課税時期の属する月の前々月	3月	⑧ 362 円	類 似 種	B 3 5 0 銭	C 23 円	D 244 円	⑳ × ㉑ × 0.5
1株(50円)当たり	前年平均株価	④ 408 円	比 準 割 合 の 計 算	要 素 別 比 準 割 合	㉒ B 1.00	㉓ C 1.78	㉔ D 0.56	㉕ 中会社は0.6 小会社は0.5とします。
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	⑤ 393 円	比 準 割 合 の 計 算	比 準 割 合	⑩ + ⑪ + ⑫ ÷ 3 = ⑬ 1.11			⑭ 円 銭
1株当たりの比準価額		比準価額(⑮)と⑯とのいずれか低い方)		225 円 6 0 銭		⑳の金額 500 円	㉑	2,256 円
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(⑮)		1株当たりの配当金額		修正比準価額		㉒ 円
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額(⑮) (㉒があるときは㉓)		割当株式1株当たりの払込金額		1株当たりの割当株式数又は交付株式数		修正比準価額
		円 +		円 銭 ×		(株) ÷ (1株 + 株)		㉔ 円



<解説>

① 第1表の1

- ・問題文の「2. 株主の状況」より記載する。

② 第1表の2

- ・判定要素欄の直前期末の純資産価額（帳簿価額）を算定するに当たっては、債権から控除されている貸倒引当金を加算する。
- ・判定要素欄より従業員数は21.10人となるため、判定基準欄にて従業員を加味した純資産基準及び取引金額基準にて判定を行う。
- ∴中会社に該当し、 $L=0.90$ となる。

③ 第3表

- ・1株当たりの価額の計算の基となる金額である、類似業種比準拠価額は第4表より転記し、1株当たりの純資産価額は第5表より転記する。Lの割合は、第1表の2より転記する。
- ・課税時期において配当期待権が発生しているため、配当予定額40円を考慮して修正後の株式の価額を算定する。

④ 第4表

- ・「1. 1株当たりの資本金の額等の計算」欄

1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済み株式数を計算する。

- ・「2. 比準要素等の金額の計算」欄

1株（50円）当たりの年間配当金額を計算するに当たっては、非経常な配当金額（創立記念配当）を控除する。

1株（50円）当たりの年利益金額を計算するに当たっては、「直前期の差引利益金額」と「直前期及び直前々期の差引利益金額の平均」を基に計算した金額のいずれか低い方を使用する。

- ・「3. 類似業種比準価額の計算」欄

「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(平成29年分)」及び上記「2. 比準要素等の金額の計算」を基に作成する。

なお、直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が生じているため（平成29年5月26日に効力発生）、1株当たり配当金額を控除し、比準拠価額の修正を行う。

⑤ 第5表

・「3. 1株当たり純資産額の計算」欄

1株当たり純資産価額の計算に当たっては、純資産価額（相続税評価額）から評価差額に対する法人税額相当額を控除した金額を発行済株式数で除して1株当たりの純資産価額（相続税評価額）を求める。

なお、議決権割合の合計が50%以下である同族株主グループに属する株主が取得した株式については、上記の1株当たり純資産価額に80%を乗じた価額で評価する。